

令和 5 年 3 月 3 日

第 2 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

3月3日（初 日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長所信表明
- 日程第4 町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第5 議案第3号 公の施設の指定管理者の指定について（篠島渡船ターミナル）
- 日程第6 議案第4号 財産の処分について（旧師崎保育所）
- 日程第7 議案第5号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第8 議案第6号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程第9 議案第7号 南知多町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第10 議案第8号 南知多町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第11 議案第9号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第10号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第11号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 南知多町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第14号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第17 議案第15号 令和4年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第16号 令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第17号 令和4年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第18号 令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第19号 令和5年度南知多町一般会計予算
- 日程第22 議案第20号 令和5年度南知多町国民健康保険特別会計予算
- 日程第23 議案第21号 令和5年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第22号 令和5年度南知多町介護保険特別会計予算
- 日程第25 議案第23号 令和5年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算

日程第26 議案第24号 令和5年度南知多町水道事業会計予算

日程第27 議案第25号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計予算

日程第28 発議第2号 南知多町議会の会議に関する規則の一部を改正する規則について

日程第29 請願第1号 「平和、いのち、くらしを壊す大軍拡、大增税に反対する意見書」の採択を求める請願

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (11名)

1番	森	宏	子	2番	山	本	優	作	
3番	鈴	木	浩	二	4番	片	山	陽	市
5番	小	嶋	完	作	6番	内	田	保	
7番	石	垣	菊	蔵	8番	服	部	光	男
9番	藤	井	満	久	10番	吉	原	一	治
11番	榎	戸	陵	友					

欠席議員 (1名)

12番 石黒充明

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	中川昌一
総務部長	高田順平	総務課長	坂口増和
防災危機管理室長	石黒俊光	税務課長	内田純慈
企画財政課長	滝本功	まちづくり推進室長	山本剛資
建設経済部長	滝本恭史	建設課長	山本剛
産業振興課長	奥川広康	水道課長	坂本有二
厚生部長	大岩幹治	住民福祉課長 兼保険年金室長	山下忠仁

健康介護課長	田中直之	健康子育て室長	相川和英
環境課長	富田和彦	教 育 長	高橋 篤
教 育 部 長	鈴木淳二	学校教育課長	鈴木和芳
社会教育課長	森 崇史	学 校 給 食 センター所長	宮地利佳
会計管理者 兼会計課長	山本有里		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 大久保 美保 主 幹 田中達也

[開会 9時30分]

○議長（石垣菊蔵君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中3月定例町議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、昨日の中日新聞を御覧になりましたか、1面。名古屋市小6、中3、高3のインフルエンザ予防接種無料、全国初の記事、南知多町では既に中、高校生で実施、そして、保育料2人目からの無料などなどに加えて、新年度には英語教育に特色ある予算計上があります。数日前に、子育て世代のお母さんから、財政厳しい南知多町でこれだけ子育て支援があるのに、もっと効果的な事業はと注意をされました。

卒業式間近、保育所・園から数え、ほとんどの中学校では12年間の涙の別れ、そして4小学校では不安の中、夢と希望に膨らむ卒業式を迎えます。身近なところから、しっかり未来に向けての拡散、よろしく願いをいたします。

本日は、これを踏まえ多くの議案が提出されております。円滑な議会運営に御協力をお願いいたします。

それでは、ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案説明等のため、地方自治法第121条の規定により、町長はじめ関係職員の出席を求めましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いをいたします。

また、法令を遵守し、良識と節度を持った議会運営に心がけてください。

日程に先立ちまして、御報告させていただきます。

監査委員より、例月出納検査結果報告の提出がありましたので、その写しを送付しております。また、議案質疑確認書を事前に送付しておりますので、同様の質疑をされないよう留意してください。

ここで、発言する方に申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、マスクの着用をお願いしておりますが、聞き取りにくい場合がありますので、発言時に限り、マスクを外し発言をしてください。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石垣菊蔵君）

日程第1、会議録議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において10番、吉原一治議員、11番、榎戸陵友議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（石垣菊蔵君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定しました。

日程第3 町長所信表明

○議長（石垣菊蔵君）

日程第3、町長所信表明を行います。

町長から所信表明の申出がありますので、これを許可します。

町長。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに令和5年第2回南知多町議会定例会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様には御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、本日お越しくございました傍聴者の皆様には、改めて深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

議長のお許しをいただきましたので、4期目の町長就任に当たりまして、町政運営に対する私の所信の一端を述べさせていただきます。存じます。

令和4年12月20日告示されました町長選挙におきまして、無投票という結果で再選を果たすことができましたことは、町民、議員の皆様をはじめ、各方面からの力強い御支

援のたまものであり、身に余る光栄でございます。

私の3期12年の取組に対する評価とコロナ対策、中学校の統合、公共施設の再配置など、現下の課題解決をはじめ、今後の公共経営に対する期待感の表れと受け止める一方で、無投票であったこと、コロナ禍で町民の皆様と接する機会が制約されていたことを踏まえ、改めて町民の皆様との対話を重視し、第7次南知多町総合計画にある将来イメージ、基本理念の下、「選ばれる理由があるまち、暮らし続けられるまちを皆様とともにつくる」、そのために粉骨砕身、その責任、職責を全うしてまいります。

第7次南知多町総合計画は、町長就任以来、3期目で初めて皆様とともにつくる総合計画でありました。先人が培ってきた歴史、文化、伝統、産業、南知多の暮らしを未来につなげるために、皆様と力を合わせて成果を積み重ねながら歩みを進めていくことができる計画であると確信をいたしております。

この計画で示す6つの基本目標と25の基本施策、そして特に力を注ぐ3つの重点政策「子育て支援と教育の充実」「産業の活性化と雇用の確保」「定住支援」を着実に進めていかななくてはなりません。

そのためには、役場の働き方から変える必要があると考えています。「役場が変われば、みんなが変わる。みんなが変われば、まちが変わる」をスローガンに南知多型新公共経営の導入をすることにより4つの成長を目指してまいります。

成長の1つ目として、各部から積極的に手を挙げた若手職員による横断的な新公共経営若手政策研究チームを立ち上げ、地域の諸課題に政策的に対応してまいります。

成長の2つ目として、職員自らがキャリアを描き、特性に応じた活躍の道を選べる人事制度を導入する入り口として職の公募制を実施いたします。

成長の3つ目として、みなみちたグッジョブ運動を通して職員自らが日々の業務改善を提案し、実施を認める体制の構築を進めてまいります。

成長の4つ目として、事務の閑散や優先度に応じて、各部局が主体的に柔軟で機動的な組織運営ができるよう南知多方式グループ制の導入を推進してまいります。

この4つの成長によって、まずは役場を変える。職員が自ら考えて行動することで、成長へのモチベーションを向上させ、絶えず挑戦し、改善し続ける組織へと変革してまいります。

しかし、私の任期期間中である4年間だけでなく、令和10年度新中学校の開校、30年先を見据えた公共施設の再配置など、このまちの将来、暮らし続けられる南知多町にな

るためには、厳しい財政状況への対応、打開策は喫緊の課題であります。

そこで、役場を変える新公共経営の中で、税外収入の確保、ふるさと応援寄附金による歳入確保を強化してまいります。

令和5年度には4億円、私の任期中、令和8年度までには10億円を目標寄附額として掲げ、ふるさとと納税事業を推し進めてまいります。しかし、役場だけが変わるだけでは、この目標の達成は大変厳しく、困難だと考えています。

ふるさと納税返礼品の提供事業者様、南知多町へのふるさと納税を宣伝していただける町民の皆様、そして南知多町に関心を持ってふるさと納税をしていただける町外の応援者の皆様の協力は、なくてはならないものであります。

南知多町を選んでいただくために、南知多町が暮らし続けられるまちであるために、与えられた4年間、私の持てる経験と力の全てを振り絞り、職員とともに全身全霊をもって取り組んでいく決意でございます。

町民の皆様、議員各位の今後のより一層の御指導、御協力を心からお願い申し上げます。私の所信表明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって、町長所信表明を終わります。

日程第4 町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（石垣菊蔵君）

日程第4、町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

私の4期目の所信表明に続きまして、本定例会にて、令和5年度の一般会計当初予算をはじめ、重要諸議案の審議をお願いするに当たり、時間をいただきまして、新年度における南知多町政に対する施政方針を申し述べ、改めて町民の皆様、町議会議員の皆様の御理解、御協力と御支援をお願い申し上げたいと存じます。

初めに、令和2年1月に、全世界を巻き込んで感染を拡大してきた新型コロナウイルス感染症は、ウイルスが変異するたびに威力を増し、感染と収束を繰り返してきました。

その第8波の波が、今ようやく収束に向かっている状況であることは、皆様も実感をされていることであろうと思います。政府も感染症法上の位置づけを2類から5類への

移行を5月8日に実施することを決定しました。

このような社会全体の大きな転換点ではございますが、関係機関との連携を図り、皆様とともに新しい時代を築いてまいりたいと考えております。

さて、令和5年度予算編成におきましても、第7次総合計画の将来イメージの実現のため、また持続可能な財政基盤の構築のために、昨年に引き続き3つの予算編成方針に基づき、予算編成に取り組みました。

1つ目は、人口減少による税収の減少などの要因により厳しい財政状況が続いている中、住民サービスの水準維持に配慮し、住民の理解と協力を得ながら持続可能な行財政運営を実現する。そのためには、慣例にとらわれることなく、真に必要な施策に予算が重点配分されるべく、一層の効率化を図ること。

2つ目は、喫緊の課題である老朽化した公共施設等の更新について、財政負担も大きく、町のみで対応するには難しい課題も多く存在することから、今後の維持管理等に係る経費を考慮し、人口減少・少子高齢化に対応した公共施設の在り方を大胆に見直すとともに、官業を民間に開放し、民間のノウハウや資金を活用するなど、柔軟に対応すること。

3つ目は、歳出の抑制に向け、知恵と工夫を凝らし、常に最少の経費で最大の効果を上げるよう努め、課題を克服するために、住民サービスの低下につながる重要な補助金の見直しは、我々の人件費削減にも踏み込まざるを得ない危機感を共有し、職員一人一人がコスト意識を持って取り組むことの3つでございます。

厳しい財政状況の中、慣例にとらわれず、職員で知恵を出し合い検討・査定を重ねた結果、住民サービスを低下させず、真に必要な事業に重点的に予算配分ができたと評価しております。

それでは、令和5年度に実施いたします事業内容につきまして、第7次総合計画の3つの重点政策に沿って説明させていただきます。

3つの重点政策の1つ目であります子育て支援と教育の充実は、南知多町の宝であり、未来を担う子どもたちが健やかに成長できるよう特に重点的に予算配分を行い、次世代育成のための特色のある事業を計画したものであります。

1つ目の事業は、すこやか子育てオンライン事業であります。

これは、妊娠初期及び子育て期の悩みや不安を解消するため、スマートフォン一つで産婦人科・小児科・助産師と相談できる体制を整備するため導入するもので、妊産婦、

子どもたち、子育て家庭に寄り添った支援を強化し、これまで届かなかった不安や孤立に手が届くようにしてまいります。

次に、外国人英語講師派遣事業は、南知多中学校に常勤の外国人英語教師を派遣し、国際感覚を学ぶ環境をより充実していくものであります。

次に、スクールバス運行事業は、南知多中学校の開校に伴い、豊浜、師崎、日間賀島地区生徒の安全な登下校のため、スクールバス、福祉車両、定期船の運行を委託するものであります。

2つ目の産業の活性化と雇用の確保につきましては、ふるさと南知多応援寄附金取扱事業は、ふるさと納税制度を通じて、町の特産品や観光資源を全国に発信するとともに寄附金による財政確保を図り、令和5年度からは、新たなふるさと納税支援事業者とともに、町内事業者の返礼品開発を支援し、地場産業の振興と活性化を目指します。

また、観光において、内海観光センターにつきましては、旧内海観光センターを4年度に解体し、新たな施設が完成するまでの仮設トイレ等設置工事費等であります。

師崎港観光センターにつきましては、民間の資金と経営能力、技術力を可能な限り活用し、PFI方式での建て替えを進めてまいります。長期にわたる事業となるため、令和5年度当初予算において債務負担行為として計上し、令和5年度初旬に事業者を選定、契約の予定をしております。

3つ目の定住支援につきましては、選ばれるまちの実現に向け、風光明媚な南知多町の自然・魅力を守るため、4年度に引き続き景観計画の策定を進めるとともに、人口減少・少子高齢化に対応した公共施設の在り方を大胆に見直すため、地域の皆様の理解を得ながら、公共施設再配置計画の策定を進め、魅力あるまちづくりを目指してまいります。

次に、交通安全施設維持管理事業といたしまして、交通安全灯のLED化を実施し、交通安全と防犯の両面で安全性を向上させるとともに、高騰する電気代対策を進め電気料の軽減を図ります。

次に、離島ごみ処理施設維持管理事業においては、両島の旧焼却施設を解体するため、令和5年度は解体に向けたダイオキシンなどの調査業務を実施します。解体終了後は、ストックヤードとして整備、分別収集場所などとしての活用を考えております。また、日間賀島最終処分場の埋立てを終了するため、覆土工事を実施します。

コロナ感染症予防対策につきましては、感染法上の位置づけが下がるとはいえ、直ち

に施策を止めるわけではなく、感染リスクの高い人を中心に、令和5年度においても引き続きワクチン接種を実施するなど、感染状況を踏まえ、国や県と連携を図りながら、補正予算により、適切かつ迅速に対応してまいります。

以上、申し上げてまいりましたが、これらの事業を推進・継続していくには、持続可能な財政基盤の構築が必要不可欠であります。人口減少による歳入の減少、今後の公共施設の更新による歳出の増加が見込まれる状況の中、これまで以上の行財政改革を進め、徹底的に無駄をなくし、事業の推進については、歳入を増やすことを常に視野に入れ、事業の重要性・必要性を鑑み、優先順位をつけながら着実に必要な事業を展開してまいります。そして、私たち職員一人一人が、住民の皆様の意見や要望を理解し、信頼を高めるようより一層の努力をいたしてまいります。

結びとなりますが、「絆・選ばれる理由があるまち」を皆様とともに作り上げられるよう「役場が変われば、みんなが変わる。みんなが変われば、まちが変わる」をスローガンに全職員一丸となって取り組み、邁進してまいります。議会をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、新年度に向けての施政方針とさせていただきます。

続きまして、諸般報告をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症につきまして、御報告させていただきますとともにお願いを申し上げます。

新型コロナウイルスのオミクロン株対応ワクチン接種につきましては、昨年9月より接種を開始し、2月末現在8,281人、50.3%の方が接種を終えております。さらに、県内の感染状況が落ち着いてきており、県全域の感染対策が厳重警戒から警戒領域に移行されました。この間、御協力いただいた町民の皆様、事業者の皆様、医療関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。

また、国の方針により、マスク着用については、3月13日から個人の判断に委ねるとされました。しかしながら、新型コロナウイルスは感染力が高く、感染拡大も懸念されます。引き続き換気や手指消毒などの感染防止対策の実施に努めていただきますようお願い申し上げます。

令和5年度においても、新型コロナワクチンの追加接種が検討されております。今後必要な対策を講じてまいりますので、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻せるよう、御協力をお願い申し上げます。

次に、中学校の再編につきまして御報告申し上げます。

最終回となります第8回の中学校再編委員会が1月18日に開催されました。再編委員会の皆様及び関係機関の皆様におかれましては、南知多中学校の4月開校に向け、今まで御検討いただきまして、厚く感謝申し上げます。

保護者の皆様には、御心配な点が多くあったかと思いますが、開校に向けて必要な事項について準備が整いました。

3月15日には、小学6年生を含めた全生徒による、登下校のシミュレーションを含めた最後の交流事業を実施します。

また、3月末をもって閉校となる4中学校の閉校式は、内海中学校は3月18日、豊浜中学校は3月24日、師崎中学校は3月26日、日間賀中学校は3月24日に举行されます。

南知多中学校の開校式は4月5日に举行されます。

開校後も、いろいろな課題が出てくるとはと思いますが、保護者や町民の方が統合してよかったと思われるように全力でサポートしていきたいと考えております。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本議会に提出させていただきます案件は、公の施設の指定管理者の指定についてをはじめ23議案でございます。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

議案第3号の公の施設の指定管理者の指定につきましては、篠島渡船ターミナルの管理について、南知多町渡船ターミナル設置及び管理条例第18条第1項の規定に基づき、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第4号の財産の処分につきましては、旧師崎保育所の土地と建物を処分するため、地方自治法96条第1項第8号及び南知多町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第5号の町道路線の認定及び廃止につきましては、町内の道路の実情を調査し、的確な路線の認定及び廃止を実施するため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第6号の辺地総合整備計画の変更につきましては、篠島辺地及び日間賀島辺地における辺地総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備の

ための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第7号の南知多町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につきましては、これまで条例で規律されていた地方公共団体の個人情報保護制度が、個人情報保護法により一元的に規律されることとなることに伴い、法により委任された事項等を規定するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第8号の南知多町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定につきましては、個人情報保護法の規定に基づく諮問機関として南知多町情報公開・個人情報保護審査会を設置するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第9号の南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、令和5年4月1日から出産育児一時金の支給基準額を引き上げるため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第10号の南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険税の税率等を県から提示された標準保険税率等を基本に改定するため、及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、法定限度額が引き上げられたことに伴い、本町においても課税限度額を引き上げるため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第11号の南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、個人情報保護法の規定に基づく諮問機関として南知多町情報公開・個人情報保護審査会を設置するため、及び消防団員のうち団員の階級にある者の年額報酬の額について引上げを行うため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第12号の南知多町消防団条例の一部を改正する条例につきましては、南知多町消防団員の定数を見直すため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第13号の南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、会計年度任用職員の給与について、常勤職員の給与改定に合わせ報酬額を見直すため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第14号は、令和4年度南知多町一般会計補正予算（第10号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億720万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億2,981万9,000円とするものであり

ます。

議案第15号は、令和4年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,999万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,738万8,000円とするものであります。

議案第16号は、令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ232万5,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億859万3,000円とするものであります。

議案第17号は、令和4年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,694万4,000円とするものであります。

議案第18号は、令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,740万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,290万円とするものであります。

次に、議案第19号から議案第25号までの7議案は、令和5年度南知多町の各会計の当初予算であります。

一般会計、4つの特別会計及び2つの企業会計の予算総額は135億9,002万6,000円であり、前年度の当初予算額と比較しますと1,590万2,000円、0.1%の増となっています。厳しい財政状況にありますが、社会情勢の動向や町の諸課題に取り組み、住民福祉の維持・向上を目指し、予算編成に当たったものであります。

なお、各会計の当初予算につきましては、上程の都度私から、また、その他の案件につきましては担当部長等に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。慎重御審議の上、円満かつ速やかに御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第 5 議案第 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（篠島渡船ターミナル）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第 5、議案第 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（篠島渡船ターミナル）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、議案第 3 号 公の施設の指定管理者の指定についての提案理由の御説明を申し上げます。

データ 5 ページの提案理由の説明を御覧ください。

1. 提案の理由でございますが、令和 5 年 3 月 31 日をもって指定期間の満了を迎える篠島渡船ターミナルの管理については、南知多町渡船ターミナル設置及び管理条例第 18 条第 1 項の規定により指定管理者の指定に当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決が必要であるからでございます。

2. 指定の内容でございますが、(1) 管理を行わせる公の施設は、篠島渡船ターミナルでございます。

(2) 指定管理者となる団体は、南知多町観光協会篠島支部でございます。

(3) 指定の期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 か年でございます。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

それでは、議案第 3 号の公の施設の指定管理の指定について質問いたします。

質問は 4 つあります。

まず1点目、南知多町公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例というのがあります。そこにおいては、管理者指定は第2条の公募か、もしくは第5条の公募によらない場合、この2つの場合があります。今回は公募による場合なのか公募によらない場合なのか。

もし公募の場合、これは2点目です。今回の公募において、南知多町観光協会篠島支部以外からの公募はあったのかどうか。

3点目、町長は町として2条、5条に基づく指定管理者の選定のための選定委員会を置いて選考しているのか。置いているのならば、何名で誰を選考委員として任命しているのか。

4点目、事業計画を精査したとしております。指定管理者として、この篠島の観光協会の再度の指定が適当であると判断したその理由は何ですか。

以上、4点お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

内田議員からの質問にお答えします。

まず1つ目、公募なのか公募ではないのかにつきましては、公募による場合がございます。

2つ目、公募件数についてはですが、篠島支部以外からの公募はございませんでした。

3つ目、選定委員会についてですが、選定委員会を開催し選定しております。選定委員は5名で、副町長、総務部長、建設経済部長、厚生部長、教育部長でございます。

4つ目でございます。指定管理者として適正とした判断はでございますが、事業計画においてですが、渡船施設の利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上を篠島観光協会及び名鉄海上観光船、篠島住民と協力しながら図る計画でありました。

また、渡船施設内にて、観光案内所並びに軽食売店等を運営し、観光客をはじめとした渡船施設利用者の利便向上に寄与するといった渡船施設としての機能を発揮させる計画でございました。

また、平成29年より指定管理者として管理運営を行ったノウハウを持っていることから、事業計画に沿った施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していると判断いたしました。以上でございます。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第3号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 財産の処分について（旧師崎保育所）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第6、議案第4号 財産の処分について（旧師崎保育所）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

それでは、議案第4号 財産の処分につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

データの8ページを御覧ください。

提案理由の説明でございます。

1の提案理由は、南知多町大字片名字新師崎9番1はじめ2筆の土地と建物を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号及び南知多町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決が必要であるからでございます。

2の処分する財産でございますが、旧師崎保育所の土地及び建物でございます。

(1)土地は、南知多町大字片名字新師崎9番1及び9番2の2筆。地目は雑種地、地積は2,000平方メートルでございます。

(2)建物は、用途は園舎、構造は鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積は772.28平方メートルでございます。

(3) 処分の理由は、南知多町公有財産利活用基本方針に基づく財産の売却でございます。

売却金額は4,072万8,000円で、内訳といたしましては、土地3,272万円、建物800万8,000円でございます。

(5) 売却の相手方は、知多郡南知多町大字片名字新師崎8番地の3、東海愛知経営支援協同組合でございます。

(6) 契約の方法は、随意契約でございます。

次のページを御覧ください。

こちらは位置図でございます。旧師崎保育所の箇所を赤色で表示してございます。

この次のページには詳細図をおつけしてございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、議案第4号の財産処分についてお聞きします。

売却金額が4,072万8,000円、土地代、建物も含めて適正な金額かどうかを確認いたします。

町は、もともと師崎保育所の土地、建物の不動産評価価格をどのように算定したのでしょうか。予定価格を幾らとして設定し、東海愛知経営支援協同組合と交渉したのか。随意契約を結んだのも、その中身について明らかにしていただきたいと思っております。

○議長（石垣菊蔵君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

それでは、内田議員のただいまの財産処分の価格の設定の件についてお答えをさせていただきます。

まず、この価格の設定でございますが、こちらにつきましては、不動産鑑定評価、こ

ちらに評価をお願いいたしまして算定をしております土地が3,272万円、建物が728万円で、建物につきましては、売却する際には消費税がかかりますので、こちらにお示しをしている金額となります。

そして、その後でこちらを公募型のプロポーザル方式で提案等を募集いたしました。その結果、今回優先交渉権者となったこの業者ともう一者、別の業者の2者からの提案がございまして、審査の結果、東海愛知経営支援協同組合に売却をすることに決定をしたものでございます。以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ということは、不動産価格の評価価格をそのまま予定価格というような形にしたんでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

はい。議員のおっしゃるとおり、不動産鑑定の評価価格をそのまま予定価格としたものでございます。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第4号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 町道路線の認定及び廃止について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第7、議案第5号 町道路線の認定及び廃止についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、議案第5号 町道路線の認定及び廃止についての提案理由の御説明を申し上げます。

データ11ページを御覧ください。

町道路線の認定及び廃止につきましては、道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定に基づき、下の表のとおり、認定路線1路線、廃止路線3路線の町道路線の認定及び廃止をしたいので、同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページを御覧ください。

提案の理由は、町内の道路の実情を調査し、的確な路線の認定及び廃止を実施するため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決が必要であるからでございます。

次のページからは、今回上程いたしました認定路線1路線、廃止路線3路線の路線図を添付してございますので、御確認ください。

以上、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、議案第5号 町道路線の認定及び廃止について質問いたします。

1点目、廃止道路1283号線は、これまで公的な町の道路とされてきたものを廃止して、もともとの私道である私有地へ戻すと考えていいのでしょうか。その廃止する主な理由は特に何でしょうか。

それから、この2点目。1283号線が私有地となった場合、形の上でこれまで公的な道

路で減免されていたものが減免されなくなります。ほかにもデメリットは何かあるのでしょうか。

また、廃止に向けて周りの住民との了解も当然取ってあると考えますが、問題はありませんか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

内田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の御質問でございますが、御指摘のとおり、公的な道路とされてきたものを廃止いたしまして、もともとの私道である私有地に戻すものでございます。

廃止の理由につきましては、隣接する土地の状況の変化によりまして、町道としての公共性がなくなったものとなったため、全線を廃止するものでございます。

2点目の御質問でございます。

こちらも御指摘のように、廃止に当たりましては、当該の路線に隣接する地権者、あるいは地元の区長の承諾を得ております。したがって、廃道に当たってのデメリットは基本的にはないものと考えております。ただし、現状の道路施設が残るということがございますので、地権者の今後の利用に当たってはデメリットとなる場合もあるかと思っております。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第5号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第6号 辺地総合整備計画の変更について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第8、議案第6号 辺地総合整備計画の変更についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

それでは、議案第6号 辺地総合整備計画の変更につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

データの20ページを御覧ください。

1の提案理由でございます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、辺地総合整備計画を変更することにつきまして、議会の議決が必要であるからでございます。

2の計画の変更内容は、辺地総合整備計画において整備しようとする公共的施設の事業費及び辺地対策事業債の予定額を増額するものであります。

下の表、篠島辺地と日間賀島辺地の事業費合計は15億2,621万6,000円から17億7,795万9,000円に、一般財源のうち辺地対策事業債の合計予定額を11億2,870万円から13億5,870万円に増額するものであります。

増額変更の理由としましては、総合整備計画における公共的施設の整備計画の見直しによるもので、主なものは、両辺地ともに渡船施設、師崎港周辺整備計画の事業費が増額となったことによるものです。

3の計画期間は、令和元年度から令和6年度までで、両辺地ともに計画期間に変更はございません。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

議案第6号の辺地総合整備計画の変更について、具体的な中身について質問いたしま

す。

1点目、産業振興施設の辺地事業費では、篠島が1,888万5,000円から2,361万5,000円に増えて、日間賀島では逆に1億6,897万1,000円から3,886万9,000円に大きく計画を減らして変更しています。これはなぜなのか。

2点目、小中学校計画において、篠島においては辺地事業債が9,490万円から8,034万円に、日間賀島においては1,400万円から621万9,000円、日間賀島は中学校がなくなりますからそういう点ではあるかもしれませんが、この理由は何か。

それから3点目、漁港施設等渡船施設は辺地事業債がほかに比べてかなり辺地債率が特に有利になっています。これはどのような理由なのでしょう、ほかの施設に比べて。

それから4点目、令和6年度までの計画となっておりますけれど、工事等に着手していればこの計画は、辺地債は令和6年度を超えてもこれは継続の対象としていいのですかということです。以上。

○議長（石垣菊蔵君）

答弁をお願いします。

まちづくり推進室長。

○まちづくり推進室長（山本剛資君）

内田議員の質疑に答えさせていただきます。

産業施設の計画費の増減につきましては、各事業の精査によってそれぞれ増減がございますので、ここで一括でお答えすることはちょっと難しいので控えさせていただきます。

小・中学校につきましても、各事業、学校のエアコンの工事であったりとかトイレの工事だとか、それぞれ個別の事業の増減、精査した結果での増減で事業費のほうに変更になっておりますので、こちらのほうもこの議案の中で詳細についてお答えすることはちょっと難しいのでお控えさせていただきます。

あと、辺地債の関係ですが、建設事業なぜ有利になっているかということなんですけど、辺地の事業に対して100%充当されるもので、本来それに補助金がかかる場合はその補助金を除いたものの100%辺地債を起こすことができますので、そういった条件の中で最も有利なものを辺地債として充てております。その辺地債の借りた分の80%については、地方交付税のほうの基準財政需要額に算定されて地方交付税として戻ってきますので、大変有利な起債ということでこの辺地総合計画に上げて事業を行うこととなっ

ております。

あと、令和6年度以降の事業についてですが、これは辺地総合計画に上がっている事業について辺地債を起すこととなりますので、令和6年度以降の事業については辺地債の対象とはならず、次の辺地総合計画に上がった事業について辺地債を借り入れることとなります。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は10時40分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力よろしくをお願いをいたします。

〔 休憩 10時31分 〕

〔 再開 10時40分 〕

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

ここで、総務部長から答弁の申出がありますので許可します。

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

失礼いたします。

先ほど、議案第6号 辺地総合整備計画の変更についての提案理由の説明の中で、計画の変更内容につきまして、一般財源のうち辺地対策総合事業債の予定額について13億5,870万円と説明させていただきましたが、正しくは13億5,830万円でございます。訂正のほうをさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

日程第9 議案第7号 南知多町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第9、議案第7号 南知多町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

それでは、議案第7号 南知多町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について御説明申し上げます。

データの27ページを御覧ください。

1の制定の理由であります。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和5年4月1日に施行され、これまで条例で規律されていた地方公共団体の個人情報保護制度が、個人情報の保護に関する法律により一元的に規律されることとなることに伴い、法により委任された事項等を規定するため、条例を制定する必要があるからでございます。

2の制定の主な内容は、(1)開示決定等の期限について現行制度を継続するため、法に規定される日数を短縮する規定で、第3条及び第4条関係でございます。

(2)開示請求に係る手数料等に関する規定で、第5条関係でございます。

(3)個人情報の適切な取扱いの確保に関する事項について、南知多町情報公開・個人情報保護審査会への諮問を可能とする規定で、第6条関係でございます。

3の施行期日等であります。

(1)施行期日は、令和5年4月1日からであります。

(2)現行の南知多町個人情報保護条例は廃止いたします。

(3)南知多町個人情報保護条例の廃止に伴い、アから次のページのカまでの経過措置を規定しております。

(4)地方公共団体の個人情報保護制度が法により一元的に規律されることとなることに伴い、次のアとイの条例についても一部改正することとしております。

制定理由の次のページにア、イの条例の新旧対照表をつけておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、南知多町個人情報保護に関する法律の施行条例の制定について、4点質問いたします。

現行の南知多町の個人情報保護条例を廃止するという、そういう提案でございます。私は、廃止する必要はないと考えております。むしろ現在の南知多町の保護条例のほうがかかりと守っていると、そのように考えますので、その懸念について、以下4点質問いたします。

まず1点目、南知多町の現行の個人情報保護条例6条では、個人情報は本人の同意に基づいて本人から直接集めることが原則となっております。今回提案されている緩い国のルールに一元化されると、利用目的を明確にしていれば個人情報を本人から直接集めることを原則としない仕組みになるのではありませんか。これでいいのでしょうか。

2点目、思想信条や犯罪被害、病歴、犯罪歴、社会的身分などをセンシティブ情報と呼ばれておりますが、この要配慮個人情報について、南知多町個人情報保護条例では、第6条では要配慮個人情報のうち社会的差別の原因となるおそれのあるものは収集してはならないと明確に書いてありますように、自治体で原則収集を禁止してきました。その情報を知ることが差別や偏見を植え付ける可能性があるという考えに基づくものでした。今回、法改正で要配慮個人情報を集めてはいけないという原則もなくなってしまうようです。それでいいのでしょうか。

3点目、国の個人情報保護に関する法律は、匿名加工などをすれば個人情報を本人の同意なく第三者に提供できる制度が設けられてしまいました。匿名加工情報を基本的に利用できるように便宜を図ることを認めるようにしているのです。特に問題なのは、匿名加工した個人情報の利活用案の募集を都道府県や政令市に義務づけるオープンデータ化などとするものが図られようとしております。自治体の条例による個人情報のオンラ

イン結合の禁止を認めないということです。個人情報の保護に関する法律は、第15条で原則第三者に加工情報については提供してはならないと、こう書いてあります。しかし、匿名加工情報を原則オープンにしてもいいと、このようなことはもう漏えいのおそれになっていくのではないかと考えます。問題ではありませんか。

最後4点目です。オンライン結合による個人情報の外部漏えいの危なさについて質問します。

現行の南知多町の個人情報保護条例第9条には、オンライン結合による個人情報の提供の制限が明確に示されております。しかし、国の保護条例にはそれに当たる条文が含まれていません。何よりオンラインの結合を制限、または禁止することは、個人情報を外部に漏らさず保護するために極めて有効な方法です。これを削ることは、有効な保護手段とはなりかねません。現行の個人情報保護条例を廃止し、国の個人情報の保護に関する法律に一体化するのは問題があるのではないのでしょうか。南知多町の今の条例のほうが優れているとは考えませんか。

4点について、よろしく願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務課長。

○総務課長（坂口増和君）

4つ御質問をいただきました。

まず1つ目でございます。

個人情報の収集の原則の仕組みについてでございますが、個人情報の収集に関し条例で規定していたものが、今回、法律の規定のほうに移行されます。よって、個人情報収集に当たりましては、法律を遵守してまいります。

2つ目でございます。

要配慮個人情報の取得についてでございますけれども、要配慮個人情報の取得を条例で制限することは個人情報の保護やデータ流通について直接影響を与える事項であるため、条例で規定することは認められていない旨、国のガイドラインに示されているため規定しておりません。法においては、保有、取得に関する規律が規定されておりますので、そちらを遵守してまいります。

3つ目の匿名加工情報の取扱いでございますけど、特定の個人が識別することができないように法に規定されている加工基準、特定の個人を識別することができる記述等の

全部または一部を削除することや個人識別符号の全部を削除すること、特異な記述を削除することなどを確実に実施してまいります。

4つ目、オンライン結合についてでございますが、個人情報保護やデータ流出について直接影響を与える事項でございますので、条例で規定することは国のガイドラインにより認められておりませんので、今回の制定条例には規定はしておりません。法におきましては、安全管理措置を講じるよう定められておりますので、適切な措置を講じて対応してまいります。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第8号 南知多町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第10、議案第8号 南知多町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

それでは、議案第8号 南知多町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について御説明申し上げます。

データの38ページを御覧ください。

1の制定の理由であります。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和5年4月1日に施行され、これまで条例で規律されていた地方公共団体の個人情報保護制度が個人情報

の保護に関する法律により一元的に規律されることとなることに伴い、法の規定に基づく諮問機関として南知多町情報公開・個人情報保護審査会を設置するため、条例を制定する必要があるからでございます。

2の制定の主な内容は、(1)審査会の設置に関する規定で、第3条関係でございます。

(2)審査会の所掌事項に関する規定で、第4条関係でございます。

(3)審査会の組織及び委員に関する規定で、第5条及び第6条関係でございます。

(4)審査会の調査審議手続に関する規定で、第8条から第13条関係でございます。

(5)個人情報の適正な取扱いの確保に係る調査審議に関する規定で、第14条関係でございます。

3の施行期日等でございます。

(1)施行期日は、令和5年4月1日から施行する。ただし、委員の委嘱に関する準備行為の規定は、公布の日から施行となります。

(2)委員の委嘱に関する準備行為として、町長は、この条例の施行の日の前においても、第6条第1項の規定の例により、審査会の委員を委嘱することができる。この場合において、その委嘱された委員は、施行日において同項の規定により委嘱されたものとみなすとしております。

(3)関係条例の一部改正で、現行の情報公開審査会及び個人情報保護審査会を廃止し、新たに審査会を設置することに伴い、次のアとイの条例の一部改正を行うものであります。

(4)経過措置の主な内容としまして、ア、旧情報公開審査会に諮問に係る経過措置で、附則第5条関係であります。

イ、旧個人情報保護審査会にされた諮問に係る経過措置で、附則第6条関係でございます。

制定理由の次のページ以降に新旧対照表をつけておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○6番(内田 保君)

それでは、議案第8号の個人情報保護審査会の制定について、これについて質問いたします。

委員の選び方の規定について質問します。

国の個人情報の保護に関する法律に基づく今回の審査会の条例第6条では、委員は優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱すると、こうなっております。しかし、現在ある南知多町の個人情報保護条例の第45条の4、ここには委員は学識経験のある者のうちから町長が任命するとなっております。今の現行の南知多町の委員の選び方の規定は学識の経験を条件としてはっきりさせております。優れた識見との規定より具体的で優れているのではないのでしょうか。条例案では、地域の区長会長でよしと、優れているからというような曖昧な委員の任命となりかねないような要素が含まれていると考えます。大丈夫でしょうか。

○議長(石垣菊蔵君)

総務課長。

○総務課長(坂口増和君)

お答えいたします。

新条例案では、委員の委嘱につきましては、優れた識見を有する者から町長が委嘱するとされておるところでございます。

新委員会の委員につきましては、現行の委員でございます弁護士、大学教授、司法書士、女性団体代表者、住民代表として運用しておるところでございますので、新委員さんも同じ構成で組織することを想定しておりますので、御理解をよろしく願いたします。以上です。

○議長(石垣菊蔵君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第8号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第9号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第11、議案第9号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第9号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの46ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由につきまして、出産育児一時金については、社会保障審議会医療保険部会の議論の整理において、出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされました。

これに基づき、令和5年4月1日より出産育児一時金の支給額を引き上げるため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容につきまして、出産育児一時金の支給額を「40万8,000円」から「48万8,000円」に引き上げるもので、第5条関係であります。

3の施行期日等につきまして、(1)施行期日は、令和5年4月1日であります。

(2)の経過措置としまして、施行日前の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものであります。

次のページに新旧対照表を添付してありますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第9号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第10号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第12、議案第10号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第10号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの51ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由につきまして、愛知県へ納付する国民健康保険事業費納付金の主たる財源である国民健康保険税の税率等を県から提示された標準保険税率等を基本に改定するため、及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、法定限度額が引き上げられたことに伴い、本町においても課税限度額を引き上げるため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容につきまして、(1)基準課税額の改正としまして、所得割額の税率を現行の「7.53%」から「8.00%」に0.47%引き上げ、被保険者均等割額を現行の「3万800円」から「3万7,500円」に6,700円引き上げ、世帯別平等割額を現行の「2万1,500円」から「2万4,200円」に2,700円引き上げ、賦課限度額を現行の「63万円」から「65万円」に2万円引き上げるものであります。

なお、括弧書きの特定世帯とは、同一世帯にいます国民健康保険の被保険者が後期高

齢者医療制度に移行したことで被保険者が1人になる世帯で、移行後5年間、基準課税分と後期高齢者支援金分の世帯別平等割額が2分の1となるもので、特定継続世帯とは、その後の3年間、世帯別平等割額が4分の3となるものであります。

表の賦課限度額より下の部分は、被保険者均等割額、世帯別平等割額の引上げに伴い、7割、5割、2割軽減世帯の軽減額を改正するものであります。

次のページを御覧ください。

中段の未就学児の均等割額は、被保険者均等割額の引上げ後の額を5割軽減し、その額に伴う7割、5割、2割軽減世帯の軽減額を改正するものであります。

なお、この改正は、第2条、第3条、第5条、第5条2及び第23条関係であります。

(2)後期高齢者支援金等課税額の改正としまして、所得割額の税率を現行の「2.45%」から「2.87%」に0.42%引き上げ、被保険者均等割額を現行の「9,900円」から「1万2,000円」に2,100円引き上げ、世帯別平等割額を現行の「6,900円」から「7,700円」に800円引き上げ、賦課限度額を現行の「19万円」から「20万円」に1万円引き上げるものであります。

表の賦課限度額より下の部分は、被保険者均等割額、世帯別平等割額の引上げに伴い、7割、5割、2割軽減世帯の軽減額を改正するものであります。

次のページを御覧ください。

中段の未就学児の均等割額は、被保険者均等割額の引上げ後の額を5割軽減し、その額に伴う7割、5割、2割軽減世帯の軽減額を改正するものであります。

なお、この改正は、第2条、第6条、第7条、第7条の2及び第23条関係であります。

(3)介護納付金課税額の改正としまして、所得割額の税率を現行の「2.12%」から「2.48%」に0.36%引き上げ、被保険者均等割額を現行の「1万900円」から「1万2,900円」に2,000円引き上げ、世帯別平等割額を現行の「5,600円」から「6,300円」に700円引き上げるものであります。

なお、限度額の改正はありません。

この表の世帯別平等割額より下の部分は、被保険者均等割額、世帯別平等割額の引上げに伴い、7割、5割、2割軽減世帯の軽減額を改正するものであります。

なお、この改正は、第8条、第9条、第9条の2及び第23条関係であります。

次のページを御覧ください。

3の施行期日等につきましては、(1)施行期日は、令和5年4月1日から施行するも

のであります。

(2)の経過措置につきましては、改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、令和4年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

また、今回の改正に当たりまして、本年2月2日に開催いたしました第2回南知多町国民健康保険運営協議会におきまして、町長より諮問し、協議の後、適当と認めるとの答申をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

次のページ以降、新旧対照表を添付してありますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第11号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第13、議案第11号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

それでは、議案第11号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

データの63ページを御覧ください。

1の改正の理由は、個人情報の保護に関する法律の規定に基づく諮問機関として南知多町情報公開・個人情報保護審査会を設置するため及び消防団員のうち団員の階級にある者の年額報酬の額について、消防団員の報酬等の基準の策定等について（令和3年4月13日付消防庁長官通知）により示された基準に基づき引上げを行うため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容は、(1)南知多町情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴う改正及び(2)消防団員のうち団員の階級にある者の年額報酬の額の引上げをするもので、いずれも別表第1関係でございます。

3の施行期日は、令和5年4月1日からであります。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけていますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第11号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第12号 南知多町消防団条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第14、議案第12号 南知多町消防団条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

それでは、議案第12号 南知多町消防団条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

データの67ページを御覧ください。

1の改正の理由は、南知多町消防団員の定数を見直すため、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の内容は、団員の定数を「366人」から「346人」に改めるもので、第4条関係でございます。

3の施行期日は、令和5年4月1日からでございます。

提案理由の次のページに新旧対照表、またその次のページに町消防団の編成の変更が分かる表をつけておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第12号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第13号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第15、議案第13号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

それでは、議案第13号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

データの75ページを御覧ください。

1の改正の理由でございます。

会計年度任用職員の給与について、常勤職員の給与改定に合わせ報酬額を見直すため、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の主な内容は、常勤職員の給与表の改定に合わせ、別表第1の報酬表を改定するもので、別表第1関係でございます。

3の施行期日は、令和5年4月1日からでございます。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけてございますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、会計年度任用職員の費用弁償に関する条例について質問いたします。

質問は2つです。

まず1点目ですが、会計年度任用職員の報酬引上げは当然です。しかし、単価や1年ごとの昇給などの基準額の改正もすべきと考えております。その点は考慮されているのでしょうか。例えば、特に会計年度任用職員の中でも、一般事務員やサービスセンター事務員、そして用務員、保育所調理員、小・中学校用務員、給食センター調理員、配膳代行等は、3年間給料が上がらず1の10、そのままになっております。一部交通指導員

は1の10から1の13、17と上がる方も見えますが、大体1の10の方は3年間そのまま、そういう方です。この方の見直しはされないのでしょうか。

それからもう一つ、2点目、期末手当が一般職員は上がりました。会計年度任用職員も引き上げるといふことでよろしいのでしょうか。

2つよろしくお願ひいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務課長。

○総務課長（坂口増和君）

それでは、まず1つ目の質問への回答でございますが、会計年度任用職員は再度の任用時に前年の職場経験による能力向上があり、前年度より上位に当たる職務を行うことができるかと判断した場合は新たな職務内容となるため、それに見合う報酬を支給するものです。制度上、会計年度に新たに採用される者であるため、常勤職員の昇給、昇格というような概念はないと考へます。

それぞれの職の報酬単価や上限につきましては、常勤職員との整合性、また近隣町の状況を見ながら決定しておりますので、今後も検討してまいります。

御質問2つ目の回答でございます。

期末手当も引き上げられるのかということですが、期末手当の率は変わりませんが、報酬額が引き上げられた職員については、期末手当の算出基礎となる平均報酬月額も増加するため、期末手当も引き上げられることとなります。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第13号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

○議長（石垣菊蔵君）

日程第16、議案第14号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第10号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川昌一君）

それでは、議案第14号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第10号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの84ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億720万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億2,981万9,000円とするものであります。

第2条は繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加をお願いするものであります。

第3条は地方債の補正で、地方債の変更をお願いするものであります。

補正をお願いする内容であります。

まず、歳出から御説明いたします。

データの93ページをお願いいたします。

3. 歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、7目基金費は2億346万3,000円の増額補正であります。このうち財政調整基金積立金1億6,265万3,000円は、令和3年度決算剰余金及び基金の利子分を積み立てるため増額補正するものであります。

都市計画事業基金積立金4万9,000円と高齢者福祉基金積立金2,000円は、基金の利子分を積み立てるため増額補正をするものでございます。

公共施設等整備基金積立金4,075万9,000円は、旧師崎保育所売却に伴う財産収入及び基金の利子分を積み立てるため増額補正をするものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、4目国民健康保険費は931万円の増額補正であります。これは、国民健康保険特別会計の決算見込みに基づき、一般会計からの繰出金を増額するものであります。

次に、5目社会福祉医療費は232万5,000円の減額補正で、後期高齢者医療特別会計の決算見込みに基づき、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

次に、7目障害者福祉費は421万6,000円の増額補正であります。これは、令和3年度障害者自立支援給付費等の精算に伴う国庫及び県負担金の返還金でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は1,018万5,000円の減額補正であります。これは、児童手当の受給者数の減少に伴いまして減額するものでございます。

次に、データの94ページをお願いします。

2目児童運営費は248万4,000円の増額補正であります。このうち保育所一般管理費の会計年度任用職員報酬は、保育士の退職補充等のため会計年度任用職員を増員したことにより、不足となる報酬を増額するものであります。

施設等利用給付費は、町外の認可外保育施設を利用する家庭の転入により増額するものであります。

また、国県支出金等返還金は、令和3年度子ども・子育て支援交付金をはじめとした国費・県費補助金の精算に伴い増額をするものであります。

次に、ファミリー・サポート・センター事業費は、再任用保育士を配置したため、会計年度任用職員報酬の不用額を減額するものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は31万1,000円の増額補正であります。これは、令和3年度感染症予防事業費等国庫負担金の精算に伴う返還金でございます。

次に、3目環境衛生費は2,658万8,000円の減額補正であります。これは、合併処理浄化槽設置事業費補助金の申請件数が当初の見込みより少なかったため減額するものであります。

次に、4目母子衛生費は5,000円の増額補正であります。これは、令和3年度未熟児療育医療給付費の精算に伴う国庫及び県負担金の返還金でございます。

次に、5目知多南部衛生組合費は339万円の減額補正であります。これは、知多南部衛生組合の分担金で、焼却施設解体工事における循環型社会形成推進交付金の前倒し交付による歳入の増額により、分担金を減額するものであります。

次に、データの95ページをお願いいたします。

2項清掃費、3目知多南部広域環境組合費は882万9,000円の増額補正であります。これは、知多南部広域環境組合の分担金で、ごみ量が減少したことに伴う処理手数料や焼却熱の売電による売電収入の減少など、知多南部広域環境組合の決算見込みに基づき分担金を増額するものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は2,090万4,000円の増額補正であります。これは、経営体育成支援事業費補助金の追加要望において、事業活用の要望があった農業者の農業用施設導入経費を支援するための補助金を増額するものでございます。

次に、5目農地費は1,006万6,000円の増額補正であります。これは、愛知県が令和5年度に予定していた内海西池田池及び山海城州池のため池整備工事を前倒しして実施するため、事業に係る負担金を増額するものでございます。

次に、7款1項商工費、4目観光振興費は989万8,000円の減額補正でございます。これは、内海観光センター解体工事の完了に伴い、工事請負費の不用額を減額するものでございます。

次の8款土木費、2項1目道路橋りょう費と、次のページ、96ページでございます、3項河川費、1目急傾斜地崩壊対策事業費は、地方債の限度額の変更に伴い財源更正を行うものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

戻りまして、データの90ページをお願いいたします。

2. 歳入でございます。

10款1項1目地方交付税は1億8,405万2,000円の増額補正でございます。これは、令和4年度分の普通交付税額の確定に伴いまして、当初予算計上額との差額分を追加計上するものでございます。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は526万9,000円の減額補正でございます。これは、歳出で御説明いたしました歳出予算の補正に伴う財源の補正であります。国民健康保険保険基盤安定負担金160万1,000円を増額し、未就学児均等割保険税負担金7万円、児童手当支給費680万円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金は751万4,000円の減額補正でございます。これは、歳出で御説明いたしました合併処理浄化槽設置事業費補助金の減額に伴う補正でございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は81万4,000円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明いたしました歳出予算の補正に伴う財源の補正であります。国民健康保険保険基盤安定負担金428万6,000円を増額し、後期高齢者医療保

除基盤安定負担金174万4,000円、未就学児均等割軽減分負担金3万5,000円及び児童手当支給費169万3,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、データの91ページを御覧ください。

2項県補助金、3目衛生費県補助金は405万1,000円の減額補正で、歳出で御説明いたしました合併処理浄化槽設置事業費補助金の減額に伴う補正でございます。

4目農林水産業費県補助金は、歳出で御説明いたしました歳出予算の補正に伴う財源の更正で、経営体育成支援事業費2,090万4,000円を増額するものでございます。

次に、16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入は4,072万8,000円を増額補正でございます。これは、旧師崎保育所の売却に伴う土地売払収入3,272万円、建物売払収入800万8,000円を増額するものであります。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は5,166万5,000円の減額補正でございます。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整としまして減額をするものでございます。

次に、19款1項1目繰越金は1億3,864万3,000円を増額補正でございます。これは、令和3年度の決算剰余金の未計上分を繰越金として計上したものでございます。

次に、21款1項町債、2目農林水産業債910万円、4目土木債90万円は、それぞれ国の補正予算による事業の追加に伴い、地方債の限度額を変更するものでございます。

また、7目臨時財政対策債は1億1,944万円の減額補正でございます。これは、普通交付税額の増額補正に伴い、臨時財政対策債の借入れを行わないこととしたため減額をするものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、戻りましてデータの86ページをお願いします。86ページを御覧ください。

左の表、第2表、繰越明許費補正でございます。

上から戸籍情報システム改修業務委託事業、経営体育成支援事業、水産業強化対策整備事業、漁港施設整備事業、師崎港観光センター周辺整備事業アドバイザー事業、道路橋りょう維持補修事業、道路橋りょう施設災害復旧事業につきましては、年内に事業が完了しないため、翌年度に予算を繰越しして使用するための繰越明許費の予算措置でございます。

次に右の表、第3表、地方債補正の表でございます。

歳入の21款町債にて御説明させていただきました各事業債の補正による限度額の変更

でございます。

次に、データの97ページを御覧ください。

地方債の現在高見込みに関する調書でございます。

一般会計の地方債残高は、表の一番下段の右側になりますが、令和4年度末現在高見込額は69億9,714万3,000円でございます。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

補正予算について、3点お聞きします。

データ95ページ、農業振興対策事業費で、経営体育成支援事業で2,090万4,000円というのは、どのような農業事業を対象にした増額なのか。どういうふうな農業をやってみえる方なのか。対象者は何人ぐらいを対象にしているのか。これが1点目。

2点目、内海観光センターの問題については、この前も説明もありましてマイナスになったということはお聞きしました。アスベストの除去ですが、それはやっぱり特別にきちっとされて、それほど出なかったのかどうかという、このことについてちょっと解体に関わってお聞きしたいと思います。

それから3点目、データ95ページですね、県営ため池整備事業費ですが、南知多町から1,006万円出すことになっているんですね。これを町債で910万円、それから一般会計で9万6,000円か出すようになっているんですが、これ県の事業ですよ。どうしてこのような町債を出さなきゃいけないのかと、そこら辺の根拠について、今後これは戻ってくるのか、そこら辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（石垣菊蔵君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

内田議員からの御質問にお答えします。

まず、経営体育成支援事業につきましては、農業事業を対象としたものでございます。農業経営の発展を図ろうとする担い手に対し、必要な農業用機械、施設の導入を支援する事業が対象となります。対象者は何人かにつきましては、対象者は1法人で、具体的にはイチゴ生産ハウスの整備一式の導入を支援するものでございます。

続きまして、内海観光センターの件でございますが、アスベストの除去につきましては、法に基づき適正に処理をされました。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

内田議員からの3つ目の御質問でございますが、県営防災ダム事業の負担金でございますが、こちらにつきましては、もともと対象となっているため池が町のため池でございます。町のため池を県が実施していただける事業ということで、一定の割合で負担金を払っているという状況でございます。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りします。本件については、会議規則第38条の規定により各委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第14号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第15号 令和4年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第17、議案第15号 令和4年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第15号 令和4年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの98ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,999万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,738万8,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、まず歳出から御説明申し上げます。

少し飛びまして、データ103ページを御覧ください。

3. 歳出、6款1項基金積立金、1目国民健康保険事業安定化基金積立金は5,999万9,000円の増額補正であります。これは、国民健康保険財政基盤を安定強化するため基金に積み立てるものであります。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。

戻りまして、データ101ページを御覧ください。

2. 歳入、1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税は1億136万7,000円の減額補正であります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少した方からの保険税減免申請により承認した保険税の減額、被保険者の所得が見込みより減少したための保険税の減額であります。

その下の2款県支出金、1項県負担金・補助金、1目保険給付費等交付金は4,550万円の増額補正であります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免分に対して、特別調整交付金として県から交付されるものであります。

その下の3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は4,000円の増額補正であります。これは、国民健康保険事業安定化基金の利子が当初見込みより増額となったためであります。

次に下段、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は931万円の増額補正であります。これは、1節保険基盤安定繰入金785万1,000円の増額、3節財政安定化支援事業繰入金166万2,000円の増額、次のページの上段、4節その他一般会計繰入金6万4,000円の減額及び5節未就学児税減免分繰入金13万9,000円の減額で、各繰入金の額の確定に伴うものであります。

その下の5款1項繰越金、1目その他繰越金は1億655万2,000円の増額補正でありま

す。これは、前年度の繰越金であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第15号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第16号 令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第18、議案第16号 令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第16号 令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの104ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ232万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億859万3,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、まず歳出から御説明申し上げます。

少し飛びまして、データの107ページを御覧ください。

中段の3. 歳出、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は232万5,000円の減額補正であります。これは、後期高齢者医療広域連合への保険基盤安定負担金の額が確定したことにより減額するものであります。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。

同じページの上段の2. 歳入、2款繰入金、1項1目一般会計繰入金は232万5,000円の減額補正であります。これは、保険基盤安定繰入金の額の確定に伴い、一般会計繰入金を減額するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第16号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第17号 令和4年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第19、議案第17号 令和4年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第17号 令和4年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由の御説明を申し上げます。

データの108ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,694万4,000円とするものであります。

少し飛びまして、データの110ページを御覧ください。

補正をお願いするのは歳入のみで、その内容の御説明を申し上げます。

中段の2.歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は1,101万2,000円の減額補正であります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる第1号保険料の減免措置に伴い、保険料を減額するものであります。

次に、2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金は926万円の増額補正であります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による第1号保険料の減免措置に対して、国が特別調整交付金により財政支援するものであります。

次に、6款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金は175万2,000円の増額補正であります。これは、財源調整のため増額するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第17号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第18号 令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第20、議案第18号 令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第

2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、議案第18号 令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの111ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,740万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,290万円とするものでございます。

補正をお願いする内容であります。

まず歳出から説明いたします。

少し飛びまして、114ページを御覧ください。

下段の表、3.歳出でございます。

3款1項基金積立金、1目師崎港駐車場事業基金積立金は2,740万6,000円の増額補正でございます。これは、令和4年度基金利子及び前年度繰越金の額が確定したため基金積立金を増額し、歳入歳出予算総額の調整を行うものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

同じページの上段の表、2.歳入でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は4万6,000円の増額補正でございます。これは、令和4年度の基金利子が確定したことに伴い増額するものでございます。

次に、3款1項1目繰越金は2,736万円の増額補正でございます。これは、令和3年度決算における繰越金の確定に伴い増額するものでございます。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第18号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

ここで、暫時休憩といたします。再開は13時00分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力よろしくお願いをいたします。

[休憩 11時48分]

[再開 13時00分]

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第21 議案第19号 令和5年度南知多町一般会計予算

○議長（石垣菊蔵君）

日程第21、議案第19号 令和5年度南知多町一般会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第19号 令和5年度南知多町一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

一般会計の歳入歳出予算の総額は73億1,400万円で、令和4年度と比較しますと3,000万円、0.4%の増となっております。

概要につきましては、先に配付させていただきました令和5年度の予算の概要に記述してありますので、ここでは主な歳入予算及び性質別歳出予算を中心に申し上げます。

それでは、歳入予算から御説明いたします。

令和5年度予算の概要の6ページに掲載しています一般会計（歳入）に基づきまして御説明いたします。

歳入予算の構成としまして、町税、地方消費税交付金及び地方交付税などの一般財源の総額は58億6,641万9,000円で、予算額全体に占める割合は80.2%であります。

1 款町税は、前年度と比較しまして317万8,000円増の20億9,984万2,000円を計上しています。町税のうち、町民税の個人分につきましては、給与所得や漁業所得の伸びは見込めず、前年度と比較して256万6,000円増の7億7,352万1,000円を見込んでいます。

法人分につきましては、新型コロナウイルスの影響からの回復傾向を見込み、前年度と比較しまして952万5,000円増の8,638万円を見込んでいます。個人分と法人分を合わせました町民税の総額では、前年度と比較しまして1,209万1,000円増の8億5,990万1,000円を計上しています。

固定資産税につきましては、土地の現年課税分につきましては、地価下落に伴う時点修正による減収を見込み、前年度と比較しまして1,148万1,000円減の2億975万8,000円を見込んでいます。家屋の現年課税分は、新・増築家屋による増収を見込み、前年度と比較しまして283万6,000円増の5億9,424万4,000円を見込んでいます。

償却資産の現年課税分は、太陽光発電設備による増加はあるものの新型コロナウイルス等による廃業も見込まれるため、前年度と比較しまして5万7,000円増の1億8,958万7,000円を見込んでいます。

固定資産税の総額では、前年度と比較しまして1,167万2,000円減の10億2,650万9,000円を計上しています。

そのほか、軽自動車税7,974万4,000円、町たばこ税1億2,072万7,000円、入湯税1,296万1,000円を計上しています。

2 款地方譲与税のうち、地方揮発油譲与税1,980万円、自動車重量譲与税5,850万円は、町道の延長面積により交付されるものであります。

10 款地方交付税は、財政力の弱い地方公共団体に交付されるものであります。そのうち普通交付税は、臨時財政対策債発行可能額の抑制に伴う振替額の縮小などを見込み、2,000万円増の22億6,000万円を計上しています。

また、特別交付税は1億5,000万円を計上しています。

14 款国庫支出金及び15 款県支出金は、合計額で10億873万8,000円の計上で、前年度と比較しまして2億7,109万4,000円の減額となっています。減額の主な理由といたしましては、新型コロナワクチン関連の国庫負担金の減や、水産業強化支援事業に対する県補助金の減であります。

17 款寄附金は、4億139万7,000円を計上しています。このうちふるさと納税は、前年度と比較して2億円増の4億円を計上しています。増額の主な理由といたしましては、

新たなふるさと納税支援事業者とともに、事業者が行う返礼品開発を積極的に支援し、ふるさと応援寄附金の増額を見込むものであります。

18款繰入金は、前年度と比較しまして1億7,489万8,000円増の2億8,143万3,000円を計上しています。増額の主な理由といたしまして、財源不足を補うために財政調整基金繰入金を、前年度と比較して1億3,979万9,000円増の2億2,583万3,000円を計上しております。また、知多南部衛生組合の火葬場整備事業に対する借入れの償還が開始することに伴う、都市計画事業基金繰入金の増及び給食センター整備事業に係る借入れに対する償還額の増加に伴う公共施設等整備基金繰入金の増額によるものであります。

21款町債につきましては、前年度と比較しまして9,902万6,000円減の1億5,981万4,000円を計上しております。減額の主な理由といたしまして、地方交付税の振替措置としての臨時財政対策債の減によるものであります。

その他、主な収入といたしまして、13款使用料及び手数料8,022万5,000円、19款繰越金5,000万円及び20款諸収入1億9,769万3,000円をそれぞれ計上しています。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

令和5年度予算の概要の16、17ページに掲載しています一般会計性質別歳出予算前年度対比表に基づきまして、御説明いたします。

1の人件費につきましては、総額17億1,374万6,000円で、前年度と比較しまして568万2,000円の減額となっております。減額の主な理由につきましては、職員手当等において、選挙に係る時間外勤務手当の減によるものでございます。

2の物件費につきましては、総額13億5,983万4,000円で、前年度と比較しまして1億8,256万1,000円の増額となっております。増額の主な理由につきましては、委託料の増で、ふるさと納税の寄附金額を増額したことに伴う取扱業務委託料の増、両島の旧焼却施設解体工事に伴う調査業務委託料の増、南知多中学校開校に伴うスクールバス運行業務委託料の増などであります。

3の扶助費につきましては、総額7億2,619万4,000円で、前年度と比較しまして672万2,000円の増額となっております。

4の補助費等につきましては、総額16億5,923万9,000円で、前年度と比較しまして1億3,079万1,000円の増額となっております。増額の主な理由につきましては、知多南部衛生組合並びに知多南部広域環境組合への分担金の増であります。

また、一部事務組合等の負担金といたしましては、愛知県後期高齢者医療広域連合負

担金 2 億 7,625 万 3,000 円、知多南部衛生組合分担金 4 億 3,400 万 3,000 円、知多南部広域環境組合分担金 1 億 513 万円、知多南部消防組合分担金 3 億 5,101 万 4,000 円をそれぞれ計上しています。

5 の維持補修費につきましては、施設の老朽化などの修繕費として、5,103 万 1,000 円を計上しています。

6 の公債費につきましては、7 億 4,821 万 3,000 円で、前年度と比較しまして 6,323 万 4,000 円の増額となっております。なお、令和 5 年度末の町債の残高見込額は前年度末残高見込額と比較して、5 億 4,389 万 6,000 円減の 64 億 649 万 2,000 円であります。

7 の投資的事業費につきましては、総額 3 億 9,861 万 7,000 円で、前年度と比較しまして 2 億 6,324 万 6,000 円の減額となっております。減額となった主な理由といたしましては、水産業強化対策支援事業費補助金の減によるものであります。

9 の貸付金につきましては、勤労者住宅資金預託金 30 万円及び小規模企業等振興資金預託金 1,500 万円を計上しています。

10 の積立金につきましては、346 万 9,000 円で、前年度と比較しまして 9,994 万 8,000 円の減額となっております。減額となった主な理由といたしまして、令和 4 年度は公共施設等整備基金に 1 億円の積立金を計上していたことによるものであります。

11 の繰出金につきましては、師崎港駐車場事業特別会計を除く 3 特別会計及び漁業集落排水事業会計に総額 6 億 1,722 万 6,000 円を繰り出すもので、前年度と比較しまして 2,731 万 7,000 円の増額となっております。繰出先は国民健康保険特別会計へ 1 億 7,683 万 3,000 円、後期高齢者医療特別会計へ 7,510 万 1,000 円。介護保険特別会計へ 2 億 9,926 万 8,000 円及び漁業集落排水事業会計へ 6,602 万 4,000 円をそれぞれ一般会計からの繰出金として計上しています。

以上で一般会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

6 番、内田議員。

○6 番（内田 保君）

それでは、一般会計の質問をさせていただきます。

1点目です。人口は減っていて、町民税の予算のうち昨年度より、現年個人課税は342万6,000円と増額しております。人口が減っても、法人税も現年959万7,000円増収というような予算になっております。根拠はどのようにして、人口が減っているのに増えるというふうな算定をしているのか。

それからまた、個人町民税は特に滞納収納率を22%としております。前年度より徴収は86万円ばかり少なく、法人町民税も滞納収納率が10%で、7万2,000円ほど少ない見積りとなっております。町民税の滞納収納の総額686万9,000円をどのようにして回収していく計画なのか、これが1点目です。

それから2点目、歳入の1のところですが、固定資産税の問題です。

昨年度より1,167万2,000円ばかり減って、10億2,650万9,000円の計画となっております。増えている年度もあります。しかし、今回はなぜ減る計画にしているのでしょうか。また、滞納額の問題についても、1億756万3,000円のうち、今年の滞納収納率を10%として僅か1,075万6,000円しか収納しないと、このような計画になっております。町の固定資産税の回収の困難性は何であるのか、そこら辺のところも説明していただきたいと思います。

それから3点目です。

ふるさと納税について、今町長からも説明がありましたけれど、歳入で4億円を今年には想定すると、で、昨年度の約倍の委託料で当初予算となっております。具体的な増収実現のための宣伝などの取組、どのようなことを考えておるのか。また、本当にこれは4億円実現できるのか、そこら辺のところについても、決意も含めてお答え願いたいと思います。

また、本来はこのふるさと納税そもそもの考え方もお聞かせ願いたいと思うんですが、立地自治体に払うべき税を寄附先の自治体に税を払うという税の移転をすることになっております。税のある面では奪い合いだという考え方もあります。ふるさと納税そもそもの考え方を南知多町はよしとするのか、またはどのような考え方を持っているのか、これもお聞かせ願いたいと思います。

4点目でございます。財政調整基金の問題でお聞きします。

令和3年度、4年度の積立金はほぼ決算剰余金を利用して、連続で約実質で1億円以上の積立てをしてしております。現在の基金は11億8,173万5,000円、本年度予算への繰入額

は先ほど説明がありましたように2億2,583万円を予定しております。将来に備えることは私も理解しております。しかし、この基金をやはり民生、さらに5,000万円から1億円ほど繰り入れて、子ども、町民のための施策の実施も必要ではないかと考えます。

例えば、保育所、小学校、中学校の給食費を無償化まではいかなくても補助。それから0歳児や2歳児の保育料の補助、保育所の主食費ぐらいいは無償にするとか、それから国民健康保険の子どもの均等割、今国から半額補助が来ておりましたので1億円減額はしておりますが、さらに赤ちゃんまで2万円、3万円と取られるような均等割を減らす。それから小・中学校の体育館へのエアコンの設置、かなりほかの自治体では進んでおります。体育館へのエアコン設置のことをやっぱりこの基金を利用してやっていただくことも必要ではないかというように思うんですが、いかがでしょうか。

それから5点目です。

新しく、地域活性化起業人制度負担金が新たに560万円計上されております。これは既に同僚の議員の座席の答弁書の中にもありますので、そのことを関連しながら質問したいと思います。

その榎戸議員の質問の中身を見てみますと、要するに民間の企業のノウハウ、知見を活用して町の情報発信の体制運用改善に取り組むんだと、そのために560万円を使うというような形が書かれておったと思います。で、これは特別交付税で560万円が上限だと、そういう点でこれを計上しているんだということではありますが、じゃあ、これは民間企業との協定をしております。では実際にこの560万円の使い方ですね。どのような中身で560万円の支出根拠としてこれを契約したのか、協定を結んだのか。それについて詳しく教えてください。

それから6点目です。

まちづくり協議会活動の運営費補助金が昨年度は630万円ありましたが、今年から490万円に減らされております。各地区の自治的な運営に支障を生じるとは考えなかったのでしょうか、各まちづくり協議会への説明はどのようになされておるのでしょうか。説明していただきたいと思います。

7点目でございます。

報酬等審議会、これは毎年私取り上げておりますが、ほかの自治体では報酬等審議会をやっている自治体もあります、今やらない自治体もありますが。報酬の予算化がされております。昨年度はやりませんでした。私が議員になってからは会議を開いていない

と思います。

阿久比町、武豊町等ではほぼ毎年開いて、検証しております。特別職の給料だとかそういうことについては、ここの報酬等審議会でチェックしないとチェックされないんですね。町長の報酬は的確であるか、議員の報酬は的確であるかということについては誰もチェックしてくれないわけです。なので、やはり必ず審議会を開いて、今回は多分予算化しているのでやる予定なのかどうかということ、そして報酬等審議会が7人で8万9,000円の報酬予算になっております。割り切れないんですよ。何か旅費等が計上されておるのかどうか分かりませんが、8万9,000円割る7は割り切れません。説明してください。

それから8点目です。

公用車の更新事業計画が出されております。2台で608万9,000円が計上されておりますが、どのような理由でこれを購入するのかということ、そして普通車か軽自動車か。今回説明がありましたけど、南知多町地球温暖化対策実行計画というのが出されております。武豊町のような次世代環境に配慮するような電気自動車の購入も考えているようでございます。南知多町も次世代自動車の電気自動車等の購入計画を持っているのかということも含めて、この608万9,000円の使い方についてお聞かせ願いたいと思います。

では、最後9点目でございます。

再び令和7年度までの知多地方税滞納整理機構負担金50万円、これをまた計上しております。また、新たに知多地方で令和7年度まで滞納整理機構をやるぞということでございますが、やはり南知多町独自に滞納者に寄り添った回収指導、法的規制をかける、そういうべきじゃないかと思ひまして、この50万円の支出については有効ではないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（石垣菊蔵君）

ちょっと答弁を待ってください。

内田議員に申し上げます。

先ほど、ふるさと納税についての後段でございます。南知多町はどのように考えているかと、これについてはあくまでも国の施策でありますので、町長の答弁は一切要りませんので、よろしくお願ひいたします。

答弁をお願いします。

税務課長。

○税務課長（内田純慈君）

内田議員からの一般会計議案質疑通告書に対しまして、所管課順に答弁をさせていただきます。

まず、税務課所管分について答弁させていただきます。

通告書番号1番につきましては、町民税現年課税分の予算については、過去の決算及び令和4年度の決算見込みを参考に算定しています。個人町民税現年課税分の令和5年度予算は、納税義務者の減や営業所得の減が予想されることから4年度の決算見込みよりは減額としました。なお、4年度予算との比較では増額となっておりますが、これはコロナ等の影響による減少が、4年度予算見込みより4年度決算見込みが少なかったことによります。

法人町民税現年課税分については、コロナからの回復傾向を見込み、4年度予算より増額としました。また、町民税の滞納総額の回収については自主納付していただくことが基本と考えていますので、滞納者には年2回催告書を発送し、納付をお願いしています。それでも納付いただけない場合は預金の差押え等の滞納処分を進めてまいります。

次に、2番につきましては、現年課税分については地価の下落による土地分の税額が減少しているためです。また、回収の困難性についてですが、旅館やホテルなどの事業者の滞納が高額となる上、納税義務者の死亡、行方不明、競売や破産等により換価する財産がなく、預金の差押え等の滞納処分を行えないためであります。

次に、9番につきましては、知多地域地方税滞納整理機構は、滞納整理の推進と税務職員の徴収技術の向上に大きな効果を上げていますので、引き続き参加し、これまでと同様に連携していくことと考えています。また、徴収業務におきましては、地方税法等の法令の規定に基づき適切に対応し、収入未済額の解消に努めてまいります。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

続きまして、企画財政課所管分について答弁させていただきます。

通告書番号3番につきましては、本町のふるさと納税は今年度寄附額が2月末時点で2億4,400万円と当初予算の見込みを上回っております。また、5年度は新たなふるさと納税支援事業者とアドバイザー契約を結び、町の特産品や観光資源の情報発信に力を入れ、町内事業者の返礼品の新規開発を積極的に支援し、産業振興を図るとともに、寄

附額4億円を達成する見込みであります。

ふるさと納税制度は、人口の流出に伴う税収減と人と税の一極集中に対応するための地方の財源……。

○議長（石垣菊蔵君）

企画財政課長、これは後段の回答ですね。後段の回答は必要ありません。議長が許しません。

○企画財政課長（滝本 功君）

失礼いたしました。

続きまして、通告書番号4番につきまして、財政調整基金は年度間の財源調整や大規模災害など不測の事態の発生に備え積み立てているもので、一般的に標準財政規模の10%から20%が適正であると言われております。本町の標準財政規模52億5,000万円で計算いたしますと、5億3,000万円から10億5,000万円が適正であるところであります。

3年度は決算剰余金の2分の1を積み立て、4年度末の財政調整基金残高は11億8,835万3,000円となる予定で、適正な額をやや超過しております。しかし、令和5年度当初予算において、財政調整基金繰入金が令和4年度に比べて大きく増額となっております。知多南部衛生組合や知多南部広域環境組合への分担金の増額が主な要因であります。これが施設の工事に係る借入れの償還金による増額であり、今後も続く見込みでございます。財政調整基金からの繰入金での財源調整が必要であると考え、現段階でほかの支出で利用することは考えておりません。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

総務課長。

○総務課長（坂口増和君）

続きまして、総務課所管分について答弁をさせていただきます。

通告書番号5番につきましては、令和4年11月から国の地域活性化起業人制度を活用し、民間企業のノウハウ、知見を生かして町の情報発信における体制、運用等の改善業務に取り組んでいるところでございます。

なお、当該関係予算につきましては、令和4年9月議会補正予算に5か月分として233万円計上したところでございます。そして、5年度におきましてもこの制度を活用し、町の情報発信の業務改善を引き続き実施してまいります。

負担金につきましては、民間企業との協定書に基づき、1年間の負担金を計上したも

のでございます。負担金の額につきましては、特別交付税対象経費の算定上限額、年560万円を用いております。なお、当該経費につきましては、特別交付税で10分の10が措置されることとなっております。

次に、通告書番号7番につきましては、特別職報酬等審議会の開催は国の特別職の報酬の改正状況を踏まえて開催することとしているため、人事院勧告の内容により会議を開催する可能性があるため毎年予算計上をしております。なお、予算額については、報酬単価6,300円掛ける委員7人掛ける2回開催分ということで、8万8,200円となりますので、予算的には8万9,000円を予算計上したものでございます。

次に、通告書番号8番につきましては、公用車は走行距離、経過年数を基に更新の目安を定めており、これに従って順次更新を予定しております。令和5年度については、ワンボックスカー1台と小型貨物自動車1台、いずれも普通自動車を購入予定でございます。

南知多町地球温暖化対策実行計画案においては、温室効果ガス排出削減の具体的取組として、エネルギー効率に優れた次世代自動車の率先導入を定めております。これに基づきまして、今回の2台についてもハイブリッド自動車を購入する予定でございます。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

まちづくり推進室長。

○まちづくり推進室長（山本剛資君）

最後に、まちづくり推進室所管分について答弁をさせていただきます。

通告書番号6番につきましては、令和4年度までのまちづくり協議会運営費補助金と事業費補助金を廃止し、令和5年度より協働と連携のまちづくり推進を目的に、各地域のまちづくり協議会が主体となって円滑な活動をするため、まちづくり協議会活動運営費補助金を新たに創設いたしました。

補助金の140万円の減額につきましては、各まちづくり協議会の運営に支障を来すことを懸念いたしまして、令和3年度よりまちづくり協議会の中で継続的に説明、検討をし、新たな補助金での交付方法について、各まちづくり協議会の意見を聴取した上で活動実態に沿った補助金とさせていただきます。

以上で答弁を終了いたします。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○6番(内田 保君)

1つ確認です。ふるさと納税については、町は当然やるつもりであると、そういう立場で回答しておるといふことによろしいんですねといふこと、これが1点。

それからもう一つは、先ほど5番のところですけど、情報発信の560万円のことですけど、私がさっき聞いたのは協定の具体的な中身、何のためにこれは560万円を、情報発信の運営だとかそういうことについて強化するとそれは私が言いました。榎戸議員の回答に従ってね。なら、じゃあ実際の協定の中身で560万円は一体何に使うのかと、その部分についてもう少し詳しく回答してください。

○議長(石垣菊蔵君)

企画財政課長。

○企画財政課長(滝本 功君)

それでは、ふるさと納税の件でございます。来年度寄附額を4億円に大幅に増額いたしました。先ほども申し上げましたが、新たなふるさと納税の支援事業者、こちらとのアドバイザー契約に基づきまして、町内の返礼品をつくっていただいている事業者の方、その方々と積極的に連携をして、新たな返礼品開発ですとか町の特産品等の町外への発信に力を入れてふるさと納税額を増やしていく、そういうことをやっていこうと考えております。以上です。

○議長(石垣菊蔵君)

総務課長。

○総務課長(坂口増和君)

地域活性化起業人の560万の根拠でございますけれども、一応協定書のほうに町と民間企業との間の費用負担ということがありまして、その費用負担の内容でございますけれども、派遣していただく社員のいわゆる人件費、交通費などの費用に充てるための負担金となっております。以上です。

○議長(石垣菊蔵君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第19号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第20号 令和5年度南知多町国民健康保険特別会計予算

○議長（石垣菊蔵君）

日程第22、議案第20号 令和5年度南知多町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第20号 令和5年度南知多町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険制度は他の医療保険に加入していない農林水産業者などの自営業者及び無職の人を中心とした医療保険を目的としたもので、令和5年度の加入世帯数は2,837世帯、被保険者数は5,433人と想定し、歳入歳出予算総額は27億200万円で、前年度の予算額と比較し、1億3,100万円、4.6%の減となっております。

歳出における減額の主な要因としましては、保険給付費の減によるものであります。

歳入における減額の主な要因としましては、県支出金の減であります。

新年度におきましては、保険給付費や国民健康保険事業費納付金など、これらの支出に対応するため、適正な賦課及び収入の確保に努めてまいります。

なお、国民健康保険税につきましては、新年度に保険税率等の見直しをさせていただくとともに、一般会計からの法定外繰入れなどで財源の確保を図り、国民健康保険事業の安定的な運営を主眼として予算編成を行ったものでございます。

以上で、令和5年度国民健康保険特別会計予算の提案理由の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第20号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第21号 令和5年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（石垣菊蔵君）

日程第23、議案第21号 令和5年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第21号 令和5年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上及び65歳以上で障害の程度が一定以上の状態にある高齢者を対象とする医療制度であります。

愛知県後期高齢者医療広域連合において後期高齢者医療の事務を行い、市町村では主に保険料の徴収事務、窓口受付事務を行います。

令和5年度では、加入者を3,754人と見込んでおり、歳入歳出予算総額は3億600万円で、前年度予算と比較し、230万円、0.7%減となっております。

歳入における減額の主な要因としましては、繰入金の減によるものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料と一般会計からの繰入金となっております。

歳出では、保険料等負担金としての後期高齢者医療広域連合納付金が98.8%を占めています。

以上で令和5年度後期高齢者医療特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第21号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第22号 令和5年度南知多町介護保険特別会計予算

○議長（石垣菊蔵君）

日程第24、議案第22号 令和5年度南知多町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第22号 令和5年度南知多町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

介護保険制度は加齢によって生じる心身の変化に起因する疾病等により、要介護状態となった方が、能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことを目的としたものであります。

介護保険料につきましては、3年ごとに見直しを行い、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画に基づき、基準月額を5,000円と設定しております。

令和5年度の歳入歳出予算総額は、前年度と比較しまして1,400万円増の20億700万円を計上しています。

歳入の主なものは、保険料 3 億 7,550 万 4,000 円、国庫支出金 4 億 9,287 万円、支払基金交付金 5 億 1,948 万 4,000 円、県支出金 2 億 9,029 万 8,000 円及び繰入金 3 億 2,122 万 7,000 円であります。

一方、歳出におきましては、保険給付費が 18 億 8,571 万円で、歳出全体の 94% を占めています。

また、この他総務費が 2,640 万 1,000 円、地域包括支援センター運営費などの地域支援事業費が 9,357 万 7,000 円となっています。

高齢者の方が自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービス費の給付と介護保険財政の健全な運営を目指し、予算編成に当たったものであります。

以上で介護保険特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、会議規則第 38 条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第 22 号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第 25 議案第 23 号 令和 5 年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算

○議長（石垣菊蔵君）

日程第 25、議案第 23 号 令和 5 年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第23号 令和5年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

師崎港駐車場は地域住民や観光客の駐車場を確保し、地域振興を図るため、平成16年度に整備を行い、平成17年4月から供用を開始し、施設の維持管理及び運営を行っているところであります。

令和5年度の予算総額は1億286万2,000円で、歳出の主な内容は基金積立金4,607万1,000円、駐車場管理委託料などの施設管理費2,356万1,000円、公債費1,859万2,000円となっております。これらを賄う主な財源としましては、駐車場使用料1億177万1,000円を計上しております。

なお、令和5年度末の町債現在高見込額は1,819万7,000円であります。

師崎港駐車場事業特別会計におきましては、令和8年1月の供用開始を目指した師崎港観光センター周辺整備事業を見据え、計画的かつ施設の適正な維持管理に努めてまいります。

以上で師崎港駐車場事業特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

6番、内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、駐車場の件に関して質問を2点させていただきます。

まず駐車場使用料金の予算ですが、1億177万1,000円としております。昨年より840万ばかり増えております。昨年度は485万円増で9,337万1,000円という予算でありました。昨年度より約倍増計画の予算としております。その根拠は主にどこに置いているのか。コロナが終わって増えるというようなことも分かりますけれど、具体的には個々の駐車時間にもよると思いますが約何台増をもし分かれば、想定しているのかということをお教えください。

それから2点目、令和5年度駐車場基金の積立金を4,607万1,000円としております。昨年は1,794万6,000円でありました。このような約倍増の積立額としたのはどうしてで

しょうかということですね。それから私としては、積み立てせずに令和6年度、今町長も1,800万ぐらいの借金があるよということをおっしゃいましたけど、この長期債の返還を一気にやってもいいんじゃないかというふうに思ったんですね。いや、それに対してはリスクがあるよということがあるならば教えていただきたい、このように思います。以上。

○議長（石垣菊蔵君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

内田議員からの師崎港駐車場特別会計議案質疑通告書に対しまして、産業振興課所管分について答弁をさせていただきます。

議案質疑通告書番号3番につきましては、駐車場使用料予算の算定は、令和3年11月から令和4年10月までの駐車場使用料の実績を算出根拠としています。したがって、具体的な駐車時間や台数を想定して算出したものではございません。

次に、通告書番号4番につきましては、基金積立金は当該年度の歳入歳出予算の差引きに係る剰余金を基金として積み立てるものであります。令和5年度の積立金の増加の主な理由といたしましては、前年度に駐車場内部の塗装修繕工事が完了したことに伴い、歳出が減少したため、積立金が増加するものであります。

なお、剰余金を積み立てせずに長期債への繰上償還した場合には、繰上償還に係る補償金等が生じることと、並びに県の港湾施設占用料において、借入金がある期間中は県より占用料を免除していただいております。借入金残高がなくなった場合は占用料が発生するため、繰上償還は考えておりません。

以上で産業振興課所管分の答弁を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第23号の件については、総務建設委員会に付託

することに決定しました。

日程第26 議案第24号 令和5年度南知多町水道事業会計予算

○議長（石垣菊蔵君）

日程第26、議案第24号 令和5年度南知多町水道事業会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第24号 令和5年度南知多町水道事業会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本会計は、町民の生活に必要な不可欠であります安全な水の安定供給と効率的な経営を目指し、事業の運営に取り組んでいるものであります。また、施設の耐震化を図り、非常時の水の確保に努めます。本町は人口減少のほか、近年の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光客の減少や、海況の変化等による漁獲量の減少などにより経済活動が低迷したため、水需要が低下しております。令和5年度におきましても、引き続き同様の影響が危惧されるため、減少傾向が続くものと考えます。

令和5年度の主な事業としましては、岩屋配水区管路耐震化工事、岩屋配水区減圧弁設置工事及び小佐郷配水管布設替え工事を実施することとしております。

予算の内容としましては、収益的収支におきまして、収入額7億1,108万2,000円に対しまして、支出額6億9,180万7,000円を計上するものであります。

また、資本的収支におきましては、収入額4,596万6,000円に対しまして、支出額2億6,523万6,000円で、その収支差引き不足額2億1,927万円につきましては、建設改良積立金等で補填するものであります。

令和5年度の予算規模は、収益的支出額と資本的支出額の合計額9億5,704万3,000円で、前年度予算額に比較しまして520万円、0.5%減となっております。

令和5年度末の企業債残高見込額は、12億9,922万9,000円であります。

以上で水道事業会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

6番、内田議員。

○6番（内田 保君）

水道会計について2点お聞きします。

まず1点目ですが、豊丘配水系統を岩屋配水系統に切り替えるという方針が出されております。そのための予算がついていますが、耐震化費用や減圧弁設置の切替え工事などで、どのような工事費比較をしたことで、利便性などの点で豊丘配水系統を廃止し岩屋配水系統に切り替える予算にしたのか、それをお答えください。

それから2点目ですが、企業債で、平成26年までのもので、これも利率が1.2%から2%で非常に高いものが複数あります。借換えなどをして、その返済額を縮小のために今の返済計画変更を検討したことはあるのでしょうか。もし不可能ならその理由もお答えいただくとありがたいと思います。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

水道課長。

○水道課長（坂本有二君）

内田議員からの水道事業会計議案質疑通告書に対しまして、答弁をさせていただきます。

通告書番号1番につきまして、答弁させていただきます。

老朽化した豊丘配水池につきましては、同じ県からの受水点区域にある岩屋配水池に統合するため廃止する予定であります。この施設の統廃合により、老朽化した施設の更新費用や維持管理費を削減することができるため、本工事を選択したものであります。今後も、経費削減のため施設統廃合を検討していきます。

続きまして、通告書番号2番の企業債の借換の件の御質問につきましては、本年度の9月議会で答弁した内容で同じでございます。答弁の内容については控えさせていただきますので、よろしく申し上げます。

以上で答弁を終了いたします。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第24号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時10分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力よろしくお願いをいたします。

[休憩 13時59分]

[再開 14時10分]

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第27 議案第25号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計予算

○議長（石垣菊蔵君）

日程第27、議案第25号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第25号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本会計は、日間賀島地区の漁業集落排水施設の建設及び建設後の管理運営を目的とした事業で、平成8年度に事業着手し、平成15年8月1日に一部供用開始、平成16年4月1日に全島供用開始を行っております。

なお、令和5年度より地方公営企業法の財務規定を適用し、経営状況と財務状況を明確化することにより、漁業集落排水事業の健全経営に努めます。

令和5年度の主な事業といたしましては、管路新設工事や処理場等設備改良工事など

を実施して、施設の延命化を図っていきます。

予算の内容として、収益的収支におきましては、収入額 1 億 3,563 万 1,000 円に対し、支出額 1 億 3,990 万 2,000 円で、その支出収支差引不足額 427 万 1,000 円につきましては、漁業集落排水基金を充当するものであります。

資本的収支におきましては、収入額 6,580 万 7,000 円に対し、支出額 6,121 万 9,000 円を計上するものであります。

令和 5 年度の予算規模は、収益的支出額と資本的収支額の合計額 2 億 112 万 1,000 円となるものです。

令和 5 年度末の企業債残高見込額は 2 億 3,403 万 3,000 円であります。

以上で漁業集落排水事業会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

6 番、内田議員。

○6 番（内田 保君）

それでは 1 点だけ、漁業集落排水の予算について質問いたします。

令和 5 年度南知多町漁業集落排水事業会計予算の 8 条で、一般会計からこの会計の運営及び助成補助を受けるとしている金額が 4,902 万 4,000 円としております。この金額は昨年より 1,700 万円ばかり増えています。これは要するに今後、増やすということで変わらないのか、また事業計画や規模においては変わっていくのかお答え願いたいと思います。

そして、本来は多分独立採算制のはずであります。一部はもちろん公営企業であります。あまりにも島民の負担になるので、この事業は今後一般会計からの助成補助を続けざるを得ないと私も思います。しかし、島民の利用料金の問題については、やはり公平性や平等性の問題がありますから、基本的に島民の利用料金の負担については、どのような考え方を今持っているのかお聞かせください。

○議長（石垣菊蔵君）

水道課長。

○水道課長（坂本有二君）

内田議員からの漁業集落排水事業会計議案質疑通告書に対しまして、答弁をさせていただきます。

通告書番号5番につきまして、答弁させていただきます。

昨年より1,700万円増額した主な理由は、職員人件費が一般会計から漁業集落排水事業会計に移行したことや、電気代及び地方債償還金が増加したためでございます。今後は、施設更新計画や維持管理費の増減により、一般会計からの助成補助額は変わってきます。

また、島民の負担する使用料については、本土側との不公平感をなくすため、一般家庭が負担する個別浄化槽の維持管理費相当額を基準に算定しております。

以上で答弁を終了いたします。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第25号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第28 発議第2号 南知多町議会の会議に関する規則の一部を改正する規則について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第28、発議第2号 南知多町議会の会議に関する規則の一部を改正する規則についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、小嶋完作議員。

○5番（小嶋完作君）

発議第2号 南知多町議会の会議に関する規則の一部を改正する規則について、提案

理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、議場改修工事に伴い、議席のマイク及び電子採決システムを活用するため、会議に関する規則の一部を改正するものであります。

改正の主な内容といたしましては、表決の見出し中、「起立」の次に「等」を加え、議長が必要であると認めるときは電子採決システムによる表決を採ることができることとし、出席議員が賛成・反対のボタン、いずれも押していないときはその出席議員は棄権したものとみなすに改めるものであります。

なお、この規則は公布の日から施行するものであります。

提出者及び賛成者は議会運営委員であります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。同僚議員の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これより発議第2号の件を起立によって採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

起立全員でございます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第29 請願第1号 「平和、いのち、くらしを壊す大軍拡、大增税に反対する意見書」の採択を求める請願

○議長（石垣菊蔵君）

日程第29、請願第1号 「平和、いのち、くらしを壊す大軍拡、大增税に反対する意見書」の採択を求める請願の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願第1号につきましては、請願文書表のとおりであります。

本件につきましては、会議規則第91条の規定により、総務建設委員会に付託いたしま

す。

○議長（石垣菊蔵君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。皆様どうも御苦労さまでした。

〔 散会 14時19分 〕